

令和 2 年度

小 牧 市 病 院 事 業 会 計 予 算 書

小牧市議会議案第40号

令和2年度小牧市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度小牧市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	520床
(2) 年間患者数	
入院	175,400人
外来	292,200人
(3) 1日平均患者数	
入院	481人
外来	1,202人
(4) 主要な建設改良事業	
新病院建設事業	761,186千円
固定資産購入事業	389,967千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		22,050,880千円
第1項 医業収益		19,846,204千円
第2項 医業外収益		2,160,249千円
第3項 特別利益		44,427千円
	支	出
第1款 病院事業費用		25,003,209千円
第1項 医業費用		23,476,068千円
第2項 医業外費用		861,184千円
第3項 特別損失		665,707千円
第4項 予備費		250千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,892,875千円は、過年度分損益勘定留保資金1,576,884千円、建設改良積立金133,250千円、減債積立金168,924千円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,817千円で補填するものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	1,514,932千円
第1項 企業債	500,000千円
第2項 固定資産売却代金	110千円
第3項 貸付返済金	100千円
第4項 他会計負担金	1,014,722千円
支	出
第1款 資本的支出	3,407,807千円
第1項 建設改良費	1,175,743千円
第2項 企業債償還金	1,577,780千円
第3項 リース債務支払額	118,314千円
第4項 投資	535,970千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
1資本的支出	1建設改良費	立体駐車場整備事業	1,311,341	令和2年度	590,100
				令和3年度	721,241

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
新病院建設関連事業負担金事業	令和2年度から 令和3年度まで	83,800

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
立体駐車場整備事業	千円 500,000	証書借入 又は 証券発行	% 4.5以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

10,744,977千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、216,966千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,957,500千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	スパインナビゲーションシステム	一 式
同 上	補助循環器装置	一 式
同 上	オンライン資格確認システム	一 式

令和2年2月28日提出

小牧市長 山下 史守朗